

世紀東急工業株式会社 株主総会議事要旨

日時：2022年6月23日 10時～11時10分

場所：メルパルク東京5階 ZUIUN

1. 議長（平社長）による報告事項の説明（ナレーションによる説明も含む。）
2. 議長（平社長）による決議事項の説明
3. ストラテジックキャピタル加藤による決議事項（株主提案の議案）の説明

<加藤>

第5号議案は、当社提案の剰余金処分案と合わせて、当社の当期利益を全額配当するというものである。2021年5月に当社が発表した2030年のあるべき姿、中期経営計画では、2031年3月末の自己資本比率を50%、ROEを10%とする目標を掲げている。同時に株主還元について総還元性向50%としているが、当社の方針に従って試算をしてみると、自己資本比率は63.2%まで上昇し、一方でROEは8.2%に低下すると推定される。当社とはこれまでも対話を続けおりこの試算自体も共有したが、当社発表の数字とは異なり実際には当社公表の自己資本比率を大きく上回り、一方でROEを下回ることを、代表取締役自ら認めるところである。

また、自己資本そのものも、当社資料では2021年3月に500億円としているが、同様な試算によればそれは620億円に達するのである。対話の中で、平代表取締役は、機動的、大局的という漠然とした都合の良い言葉でそれを取り繕おうとするが、数字に基づき正しく議論していただきたい。財務的観点から、例えば自己資本比率、現預金から有利子負債を控除したネットキャッシュはともに、盤石、潤沢であり、一方で自己資本を積み上げ続ける限り、ROEの低下を招くばかりである。先ほど申しあげた当社計画による試算だけでなく、同時に配当性向100%とした場合の試算も平社長他経営陣の方とも共有している。それによれば配当性向100%を実施しても、当社の財務基盤は盤石なままである。

第6号議案は、当社における相談役を廃止する提案である。当社定款では相談役を置けるものとしているが、これまで就任者はいなかった。そもそも、コーポレート・ガバナンス実務指針で、相談役・顧問制度について問題点が指摘され、この制度を廃止する企業が続出している状況である。今回当社は現取締役会会長の佐藤俊明氏が6月末から相談役に就任することを開示しているところである。その佐藤会長は、2012年から2019年まで当社の代表取締役社長を務めながら、2011年から2015年にかけて行った6件の独占禁止法違反を未然に防止することができず、また2015年に公正取引委員会が立ち入り調査を行うまで、当社の独占禁止法違反を察知できなかった人物である。

佐藤会長を含む取締役及び元取締役に対して当社への損害賠償を求めた株主代表訴訟において、東京地方裁判所は、当社が2011年から15年にかけて行った独占禁止法違反行為の存在を、佐藤現会長が遅くとも2011年3月以降は認識していながらこれを黙認したと認定しており、佐藤現会長について取締役としての

善管注意義務違反を認め、当社に対する約 17 億円の損害賠償の支払いを命じている。

そして、第 7 号議案は、不本意ながらも相談役という役職が引き続き存在し、佐藤会長がその職に就任する場合、当社指名・報酬委員会と佐藤会長の間には、不健全ななれ合いの関係が生じていることが強く懸念されること、また、その報酬が以前の月額報酬の 30%を自主返納したことへの後払い的要素が疑われることから、その報酬が妥当なものか示すべきである。

(以下は、上記 3 における株式会社ストラテジックキャピタル加藤の発言とそれに対する会社側回答の概要のみ記載)

4. 質疑応答

① 相談役の廃止について

<加藤>

佐藤会長が会社に対して賠償金を支払うべき、という判決が出たわけであるが、その賠償金を受取る当社が、補助参加を行う、すなわち会社の費用負担で佐藤会長が賠償金を支払うべきでないと主張するのであれば、だれが責任者なのか？また、なぜ、その責任者に責任追及しないのか？

<石田取締役>

補助参加を決めた理由は、第一審で出された判決および原告の出している主張は、当社の認識している事実内容と大きく相違している。かつその内容に関して、会社の信用を著しく損なうものであったので、当社としては補助参加し、信用回復を目指すものである。

当社としては、独占禁止法については会社全体にあり取り組むべき事案と考えており、現取締役一丸となって今後も投資家の皆様の信用を回復すべく、すべてのステークホルダーの皆様の信用を回復すべく全力で取り組んでいきたいと考えている。

<加藤>

お答えいただいたが、会社の、株主の大事な資金 28 億円も支払いながら、誰の責任かもわからないのは、不本意でしかない。

<加藤>

相談役廃止に対して反対する理由の中で、佐藤会長が「工事入札における独占禁止法違反行為が発覚した際には業界に先駆けてリニエンシーの経営判断を行うなど、コンプライアンスに対して高い見識を有する人物」としている。本当に佐藤氏がコンプライアンスに高い見識を有しているなら、そもそも当社が独禁法違反を繰り返すことは無かったはずである。リニエンシーを申請することが、高いコンプライアンス意識に関連するか不明である。リニエ

ンシーの申請は、課徴金の減免を受けるためのもので、コンプライアンスとは直接関係ないのではないか？

<石田取締役>

独占禁止法の6件の違反行為が始まった時は、佐藤会長の社長就任前。また、1番目、2番目の東日本大震災に係る違反は、社長就任前に終わっている違反行為だ。これらを受けて当時の佐藤社長が陣頭指揮した社内調査等の結果、3番目以降も含めてすべての違反行為を受けてリニエンシーを獲得することができた。

当社の調査報告書として、原因等についてホームページで公表しているが、そこに記載の通り確かに当社が所属している道路舗装業界、また当社において悪しき風習があったことは事実。そういった風土からの脱却を目指して、全力で信頼回復に努めているところだ。

<加藤>

独禁法違反により当社に課された課徴金の賠償を求めた株主代表訴訟の東京地裁の判決では、佐藤氏が社長時代に独禁法違反を黙認していたと認定された。しかし、仮に全く知らなかったとしても、社長は責任を感じるべき大変なことではないのか。社長就任期間中に独禁法違反を繰り返したという事実だけでも、普通の責任感をお持ちの方なら辞任しているだろう。それどころか会長にまで就任した挙句に相談役にまでなるとは、恥知らずではないか。それをかばう取締役会、監査役会の皆さんも常軌を逸している。佐藤会長は責任を感じていないのか、会長・相談役になることを恥ずかしいと考えないのか、お答え願いたい。

<平社長>

知らなかったことは罪に問えないのではないのでしょうか。それが当社の見解ですのご理解いただきたい。

<加藤>

田村取締役にお尋ねしたい。

以前、株主代表訴訟について弊社との対話の中で、「佐藤会長に焦点を当てて、けしからんとか、恨みでもあるみたいなことを、よくぞ株主代表訴訟で出されるのだなと、少しがっかりしたのが私の印象だ」と発言された。

当社は、会社・株主の貴重な28億円を上回る資金を課徴金として支払ったにもかかわらず、2016年9月に当時社長であった佐藤現会長を含む経営陣5名の取締役報酬の一部返納を発表したのみで、リニエンシーのために必要だったからと当事者へも責任追及をしていない。28億円を超える当社の貴重な資金を失ったその責任をその経営陣に対して追及することについて、田村取締役は依然として同様にお考えか？

<平社長>

株主の権利行使に関しては否定するつもりは全くない。代表訴訟に関する当社の考え方に対する認識に誤りがあるということを申し上げた。ほかにもあると思うがご理解賜りたい。

<加藤>

平社長のお答えは質問の答えとよくわからないところがあるが、いずれにしても、もし田村取締役が依然としてそういうお考えだとすれば、本来独立社外取締役として積極的に常勤取締役の責任を迫及する立場にもかかわらず、当社取締役会には社外取締役も含め不透明ななれ合い関係が存在すると疑わざるを得ない。当社は、第6号議案、相談役廃止に対して反対する意見として、「相談役の委嘱につきましては、あらかじめ氏名・報酬委員会の諮問を受けることにより客観性を確保しており」としているが、独立社外取締役を含む指名・報酬委員会の客観性についても当然これは疑わざるを得ない。以上、これは意見だ。

② 配当性向 100%を求める株主提案

<加藤>

先日の平代表取締役との対話の中で、TOPIX における浮動株比率の計算方法が変更になり、それが当社の株価に影響を与える可能性についてご存じかとお尋ねしたが、その際はご存じない様子であった。おそらく、その後調査いただき、当社の場合自己株取得を行うと、Index 連動型の Fund から当社株に対して売り圧力がかかることはご理解いただけたと思う。自己株取得が株主還元の方法として決して悪いわけではないが、以前から申し上げている通り、当社の時価総額レベル、かつ東急グループに安定株主として株式を持ち続けてもらっている状況で自社株買いをすると、市場における流動性リスクの上昇、浮動株比率の低下を招き、株主価値の向上につながりづらい。依然として、自己株取得も合わせた総還元性向を目標にしていくつもりか？

<石田取締役>

関係者で検討したが現状においては、流動性その他当社の企業価値に大きな影響を直ちに与えるものではないと現状においては考えている。今後については、いただいたアドバイス等生かしていきたいと思っている。あと2年残る中期経営計画については、還元方針として、配当性向 30%程度、総還元性向 50%以上を続けたいと考えている。

<加藤>

平代表取締役は対話の中で、常に“まず”業績を上げてとか、まずを用いて順序付けをされる。

今までは、当社はこのように自己資本を積み上げる資本政策を続けてきた。その結果、我々が当社株式に投資を始めた2017年秋には一株当たり純資産は約593円でPBRが1.1倍であったが、直近では一株当たり純資産はその1.8倍を超える1080円に達したが、PBRは0.74倍と市場での当社株式の評価は大きく下がっている。すなわち、自己資本を積み上げたが株価は上がっていないということだ。

経営者として会社のビジネスからできるだけ多くのキャッシュを生み出す努力をすることは当然である一方、そもそも株主から株主価値向上を付託された取締役として、なぜほかのこと、例えば資本政策、配当政策の改善は、順序が劣後するのか？業績向上を考えるだけで忙しくてその他の方策は検討できないということであれば、取締

役としての資質が不十分であるのではないか？なぜ、同時に進めることができないのか？

<平社長>

当社としては中長期的に企業価値の向上を目指すことが大事だと考え、顧客基盤の強化、株主還元の充実をバランスよく取組んでいきたいと考えている。また、2030年に向けた長期ビジョンでも資本政策、株主還元、投資計画、財務基盤の考え方、具体的な計画値もすべて公表している。その計画値、考え方を基に中長期的な企業価値を向上させる、結果として株主の皆様へ報いていくというのが当社の基本的な考え方だ。

<加藤>

冒頭で申しあげた通り、当社の計画では示している結果にならないということは、対話の中で認識しているはずであり、そのような答えをいただくことは非常に不本意。長期的にこの低水準の株価になっているわけであるから、短期的に解決できる方法を批判するに当たらない。長期的に株価を低水準に放置している取締役の責任を認識していただきたい。

③ 議決権行使について

第1号議案、第2号議案に賛成、第3号議案の取締役選任は、全員に反対する。第4号議案にも反対する。また、株主提案、第6号議案、第7号議案については、賛成とする。

5. 議案の採決

会社提案を可決、株主提案を否決して終了。

以上